

(案)

史跡 小泉八雲旧居 保 存 活 用 計 画



史跡 小泉八雲旧居近景(令和 6 年 5 月撮影)

令和 8 年(2026)3 月

松 江 市

(文化スポーツ部 文化振興課・文化財課)

口絵 1



昭和 58 年(1983)修理竣工写真

「史跡 小泉八雲旧居(主屋、蔵、廐、供待部屋、塀)修理工事報告書」松江市
(編集 財団法人文化財建造物保存技術協会) 昭和 58 年(1983)12 月より



は じ め に

〇〇〇〇〇

市長写真

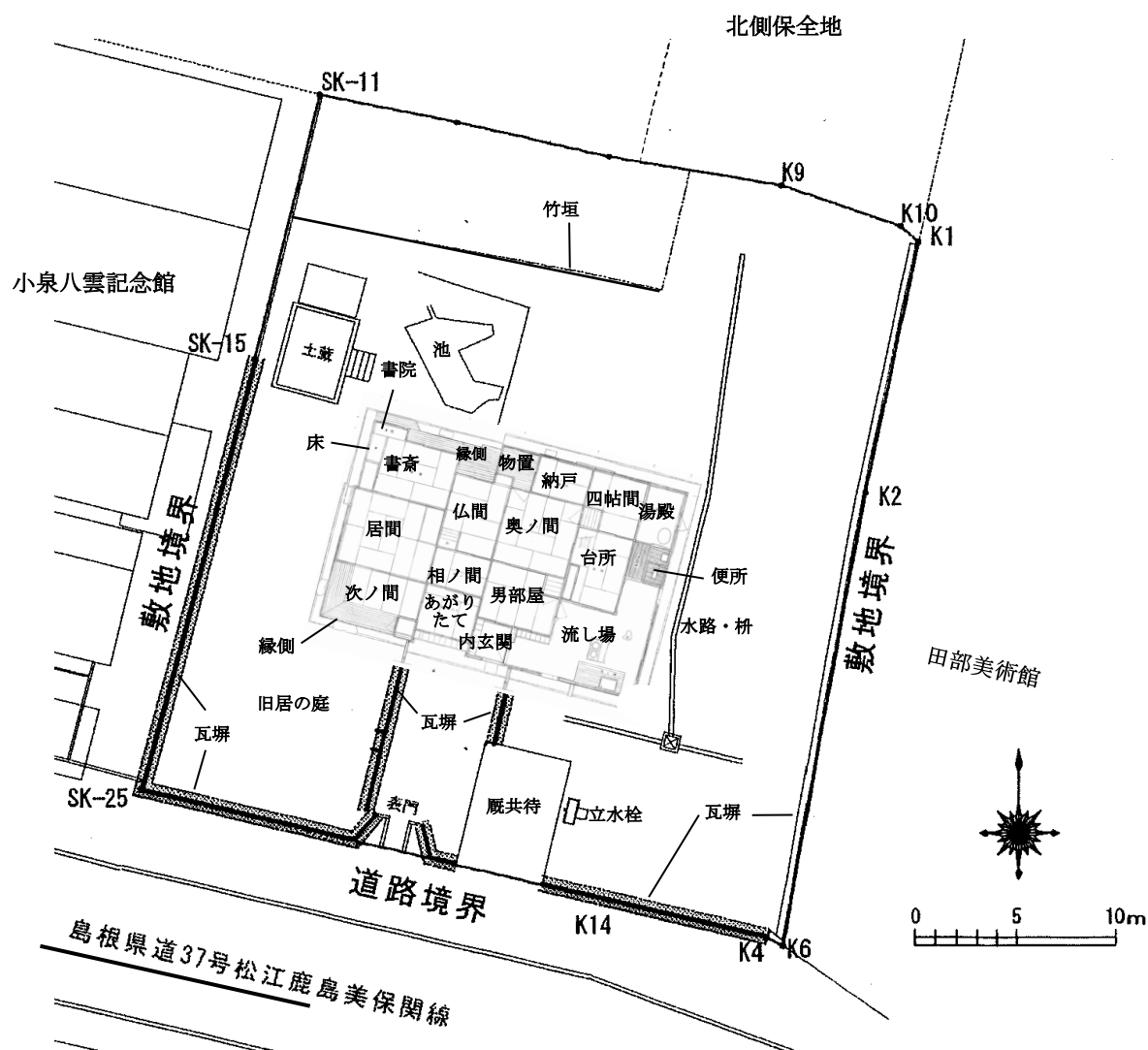
令和8年3月
松江市長

例 言

- 1 本書は、島根県松江市北堀町 315 番地他に所在する国指定史跡小泉八雲旧居の保存活用計画である。
- 2 本保存活用計画策定事業は、松江市文化スポーツ部文化振興課及び文化財課が主体となり、同部松江城・史料調査課、埋蔵文化財調査課、松江歴史館、観光部観光振興課、国際観光課の協力のもと、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年事業で国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3 本計画策定にあたっては、「史跡 小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会」を組織し、各委員の専門的見地からの意見を踏まえて策定した。また、同時に文化庁文化財第二課史跡部門及び島根県教育庁文化財課の指導と助言を得た。
- 4 本計画の原案は、その作成の一部を株式会社空間文化開発機構に委託した。委託内容は、〇〇〇〇である。なお、そのほかの原案執筆は、文化財課文化財係 歴史史料専門調査員 錦織と文化振興課 課長 今岡、同課施設管理係 係長 吉岡、小松原が担当した。
- 5 本計画策定事務にあたっては、文化庁文化財第二課史跡部門及び島根県教育庁文化財課の多大なご協力とご助言をいただいた。
- 6 本計画書で使用した資料の提供は、〇〇〇のご協力を得た。記して感謝申し上げます。

凡 例

- 1 「旧居」の建物は、「旧居の建物」と表記し、「旧居」の庭園については、「旧居の庭」と表記して区別する。
- 2 ラフカディオ・ハーンは、明治29年(1896)2月に帰化以降、小泉八雲を名のるが、本計画中では統一して「小泉八雲」または「八雲」と表記する。
- 3 「八雲」の夫人である小泉セツは、後に「節子」と書いたが、戸籍上の「小泉セツ」または「セツ」に統一して表記する。
- 4 「旧居」の各部の名称は下記のとおりとする。
- 5 樹木の種類は、すべてカタカナ表記とした。
- 6 標高については、T.P. 値(東京湾平均海面値)を用いた。



目 次

- はじめに
- 例 言、凡 例

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の背景	1
2 現状・課題と計画の目的	2
3 委員会の設置	4
4 計画の対象範囲と期間	6
第2章 史跡小泉八雲旧居の概要	
1 史跡指定の状況	
2 指定地の状況	
1) 歴史環境	
2) 自然・社会環境	
3) 土地所有、土地利用状況	
4) 保存等の経過	
5) 旧居の価値	
6) 旧居の構成要素	
第3章 大綱	
1 旧居の望ましい将来像	
2 本保存活用計画の基本方針	
第4章 保存・管理	
1 基本方針	
2 公開・活用の現状	
3 構成要素別の保存・管理の方法	
4 その他の諸要素の管理	
5 現状変更等の取り扱い基準	
第5章 防災計画	
1 防災・防犯対策	
2 耐震対策	
第6章 整備・活用	
1 基本方針	
2 調査	
3 要素ごとの整備活用方針	
4 要素ごとの整備	

第 7 章 運営・体制の整備

第 8 章 実施計画

第 9 章 経過観察

資料編